

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第109号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款環境企画部の項中「環境評価係長」を「環境評価・生物多様性係長」に改め、同款適正処理施設部の項中

「

施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長 施設建設係長
-------	----------------------------

を

」

「

施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長
施設建設課	施設建設係長

に改める。

」

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「庶務係長」を「庶務係長 計理係長」に改め、同款人事部の項中「組織定数係長」を「人事調査係長 組織定数係長」に、「企画係長」を「人事企画係長」に改め、同款財政部の項中

「

財産活用促進課	管理係長 審査係長 債権回収促進係長 財産有効活用係長 公共施設マネジメント推進係長 測量係長
---------	-------------------------------------------------

を削り、同項の次に次の1項

」

を加える。

資産活用推進室	資産管理課 長 資産運用課長 学校跡地活用促進課長 地籍調査課長	管理係長 審査係長 債権回収促進係長 資産有効活用係長 公共施設マネジメント推進係長 学校跡地活用促進係長 測量係長
---------	-------------------------------------	------------------------------------------------------------

第1条第1項の表行財政局の款税務部の項中

法人税務課	法人市民税係長 特別徴収係長 事業所税係長	及び
-------	-----------------------	----

納稅推進課	納稅推進係長 軽自動車税係長 徴収係長	を削り、同款に次の1項を
-------	---------------------	--------------

加える。

番号制度企画調整室	番号制度企画調整課長	番号制度企画調整係長
-----------	------------	------------

第1条第1項の表総合企画局の款市長公室の項中「政策企画課長」を「政策企画課長 政策調査課長 創生戦略課長 特区活用推進課長」に、「政策調査係長」を「政策調査係長 創生戦略係長 特区活用推進係長」に改め、同款市民協働政策推進室の項中「プロジェクト推進第二課長」を「プロジェクト推進第二課長 プロジェクト推進第三課長」に、「プロジェクト第一係長 プロジェクト第二係長」を「プロジェクト推進第一係長 プロジェクト推進第二係長 プロジェクト推進第三係長」に改め、同款情報化推進室の項中「番号制度企画課長」及び「番号制度企画係長」を削る。

第1条第1項の表文化市民局の款市民生活部の項中「市民生活部」を「くらし安全推進部」に、「暴力団排除施策係長」を「安心安全企画係長 安心安全推進係長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款産業戦略部の項中「企業立地推進係長」を「企業立地推進係長 雇用創出係長」に改め、同款商工部の項中「雇用創出係長」を「ソーシャル・イノベーション創出支援係長」に改め、同款観光MICE推進室の項中「地域連携観光課長」を「地域連携観光課長 京の食文化普及促進課長」に、「みらい観光計画推進係長 国内戦略係長」を「計画推進係長 メディア戦略係長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款保健福祉部の項中

「

適正給付推進課	調整係長 適正給付推進係長
監査指導課	監査指導係長 児童施設係長 障害福祉・介護サービス係長

を

「

監査適正給付推進課	企画係長 児童施設係長 障害福祉・介護サービス係長 適正給付推進係長
-----------	------------------------------------

に改め、同款保健衛生推進室

の項中「動物愛護係長 事業推進係長」及び

「

医務審査課	医務審査係長
-------	--------

を削り、「生活衛生課」を「医

務衛生課」に、「薬務係長」を「薬務係長 動物愛護係長 事業推進係長」に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款都市企画部の項中「外郭団体係長」を「企画調整係長」に改め、同款まち再生・創造推進室の項中「密集市街地・細街区対策課長」を「密集市街地・細街区対策課長 京町家保全活用課長」に、「密集市街地・細街区対策係長」を「密集市街地・細街区対策係長 京町家保全活用係長」に改め、同款屋外広告物適正化推進室の項中「屋外広告物適正化推進室」を「広告景観づくり推進室」に、「広告物指導課長 広告物法的措置課長」を「広告物審査課長 広告物適正化課長」に、「広告物指導第一係長 広告物指導第二係長 広告物指導第三係長 広告物指導第四係長 広告物指導第五係長 広告物法的措置係長」を「広告物審査第三係長 広告物適正化第一係長 広告物適正化第二

係長 広告物適正化第三係長 広告物適正化第四係長」に改め、同款建築指導部の項中「建設リサイクル係長」を削り、「安全対策係長」を「安全対策第一係長 安全対策第二係長」に改め、同款公共建築部の項を次のように改める。

公共建築部	公共建築企 画課	調査係長 建築企画第一係長 建築 企画第二係長 電気企画係長 機械 企画係長 建築技術監修係長 電氣 技術監修係長 機械技術監修係長
	公共建築建 設課	建築第一係長 建築第二係長 建築 第三係長 建築第四係長 建築第五 係長 建築第六係長 電気第一係長 電気第二係長 機械第一係長 機械 第二係長 大型施設建築係長 大型 施設電気係長 大型施設機械係長
	公共建築整 備課	建築整備第一係長 建築整備第二係 長 建築整備第三係長 電気整備第 一係長 電気整備第二係長 機械整 備第一係長 機械整備第二係長

第1条第1項の表建設局の款都市整備部の項中「計画管理係長 積算係長」を「計画管
理係長」に、「調査係長 事業推進係長 計画換地係長」を「事業推進係長」に改める。

第1条第2項の表公共施設マネジメント推進プロジェクトチームの項を削る。

第1条第2項の表マイナンバー活用推進プロジェクトチームの項の次に次の1項を加え
る。

京都駅東南部エリア活 性化推進プロジェクト チーム	京都駅東南部エリアの活性化に係る調査、研究及び企画 に関する事務
---------------------------------	-------------------------------------

第1条第2項の表京都の食文化継承・普及プロジェクトチームの項を次のように改める。

京都の食文化推進プロ ジェクトチーム	京都の食文化の継承及び普及に係る企画及び事業の推進 に関する事務
-----------------------	-------------------------------------

第1条第2項の表ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチームの項からペット園対策検討プロジェクトチームの項までを削る。

第1条第2項の表自転車政策推進プロジェクトチームの項を次のように改める。

ひとに優しい東大路通 ・歩道拡幅推進プロジェク トチーム	東大路通の歩道拡幅及び公共交通優先化に係る事業の推進に関する事務
------------------------------------	----------------------------------

第1条第9項中「地球環境・エネルギー政策監」の右に「、文化芸術政策監」を加え、同条第14項中「エネルギー政策部長」の右に「、行財政局資産活用推進室に学校跡地活用促進部長」を、「大学政策部長」の右に「、文化市民局地域自治推進室に地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長、同局文化芸術都市推進室に文化事業推進部長」を加える。

第2条中第25項を第26項とし、第17項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、同条第16項中「エネルギー政策部長」の右に「、学校跡地活用促進部長」を加え、「及び大学政策部長」を「、大学政策部長、地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長及び文化事業推進部長」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第21項」を「第22項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第14項を第15項とし、第6項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 文化芸術政策監は、上司の命を受け、文化芸術の振興に関する重要政策を統括する。

第6条第3項ただし書中「ただし」の右に「、学校跡地活用促進部長」を、「大学政策部長」の右に「、地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長、文化事業推進部長」を加える。

第7条環境企画部の款環境管理課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「環境影響評価条例部会」を「生物多様性保全検討部会及び京都環境賞選考委員会」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 生物多様性の保全及び持続的な利用に係る施策の調査、研究、企画及び調整に関すること。

第7条適正処理施設部の款施設整備課の項第2号、第3号及び第10号に次のただし書を加える。

ただし、施設建設課の所管に属するものを除く。

第7条適正処理施設部の款に次の1項を加える。

施設建設課

- (1) 南部クリーンセンター第二工場の建替えに関すること。
- (2) 南部クリーンセンター第二工場の建築設備の新設及び増設に関すること。
- (3) 工事の設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (4) 工事用材料等の現場検収に関すること。

第8条総務部の款総務課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同款総務事務センターの項第6号中「並びにタクシーの運賃及び料金」を「、タクシーの運賃及び料金並びに日本放送協会に対し支払う受信料」に改め、同条財政部の款財産活用促進課の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

資産活用推進室

- (1) 公有財産の調査及び公有財産管理事務の統轄に関すること。
- (2) 公有財産の有効活用及び効率的な管理に関する事務の統轄に関すること。
- (3) 公共施設マネジメントの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 市有債権の処理に関する事務の統轄に関すること。
- (5) 市長が指定する市有債権に係る徴収金の徴収に関すること。
- (6) 不動産の鑑定及び評価の統轄に関すること。
- (7) 公舎管理事務の統轄に関すること。
- (8) 市有地利用計画及びこれに伴う調整に関すること。
- (9) 市内の土地に関する情報の収集等に関すること。
- (10) 広告事業の統轄に関すること。
- (11) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (12) 公共用地及び建物等の取得並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。ただし、環境政策局、都市計画局及び建設局の所管に属するものを除く。
- (13) 公共用地及び建物等の取得価額並びに地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関すること。
- (14) 国直轄土木事業の用地買収等に係る連絡及び協議に関すること。
- (15) 学校跡地の活用に関すること。
- (16) 都市計画法第57条及び第67条による届出に関すること。
- (17) 公有地の拡大の推進に関する法律による事務に関すること。
- (18) 土地利用計画法による事務に関すること。ただし、総合企画局の所管に属するもの

を除く。

- (19) 会社更生法に関すること。
- (20) 租税特別措置法施行令による特定住宅用地の認定及び譲渡予定価額の審査に関すること。
- (21) 不動産の交換に関すること。
- (22) 登記に関すること。ただし、都市計画局及び建設局の所管に属するものを除く。
- (23) 財産区に関すること。
- (24) 市有地及び財産区の境界明示及び測量に関すること。
- (25) 地籍調査に関すること。
- (26) 全国市有物件災害共済会に関すること。ただし、自動車損害共済に係るものを除く。
- (27) 土地利用審査会、不動産評価委員会及びネーミングライツ審査委員会に関すること。
- (28) 土地開発公社に関すること。

第8条税務部の款法人税務課の項を削り、同款資産税課の項第5号中「固定資産」の右に「(大規模等の家屋で市長が指定するもの及び償却資産に係るものに限る。)」を加え、「評価及び価格」を「及び評価、固定資産の価格」に改め、「決定」の右に「並びに固定資産(償却資産に係るものに限る。)の価格の通知」を加え、同号ただし書を削り、同項第6号中「納付金並びに」を削り、同項第11号中「連絡」の右に「(償却資産に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 固定資産税及び特別土地保有税に係る過料の決定に関すること。

第8条税務部の款納税推進課の項を削り、同款収納対策課の項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 市税に係る徴収金(市税に係る過料を含む。)で徴収が困難なものとして市長が別に定めるもの又は不動産の公売を伴うもの(次号から第7号までにおいて「市税に係る徴収金」という。)の徴収に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金の滞納処分に関すること。

第8条税務部の款収納対策課の項に次の2号を加える。

- (6) 市税に係る徴収金の嘱託及び諸団体等の徴収金の受託に関すること。
- (7) 市税に係る徴収金の欠損処分に関すること。

第8条税務部の款の次に次の1款を加える。

番号制度企画調整室

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による事務の企画及び調整に関すること。

第9条総合政策室の款中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 留学生に関すること。ただし、国際化推進室の所管に属するものを除く。

第9条市長公室の款第28号を同款第29号とし、同款第27号中「、市民憲章推進協議会及び基本計画点検委員会」を「及び市民憲章推進協議会」に改め、同号を同款第28号とし、同款中第26号を第27号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

第9条市民協働政策推進室の款第2号を削り、同款第3号中「及び下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会」を削り、同号を同款第2号とし、同款中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条国際化推進室の款第6号中「留学生」を「外国人留学生の日常生活の支援及び地域交流」に改め、同款第8号中「、国際化推進プラン点検委員会及び指定管理者条例第16条に規定する委員会（第10号の公の施設に関するものに限る。）」を「及び国際化推進プラン点検委員会」に改め、同条情報化推進室の款中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項第4号中「指定管理者条例」を「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定管理者条例」という。）」に改め、同条市民生活部の款中「市民生活部」を「くらし安全推進部」に改め、同款くらし安全推進課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「及び路上喫煙等対策審議会」を「、路上喫煙等対策審議会及び客引き行為等対策審議会」に改め、同号を同項第9号とし、同款人権文化推進課の項第7号及び第8号を削り、同条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項第8号中「及び芸術文化特別奨励制度審査委員会」を「、芸術文化特別奨励制度審査委員会及び美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会」に改め、同款文化財保護課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「第6号」を「第8号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 歴史資料館に関すること。

第11条産業戦略部の款産業政策課の項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 雇用対策の推進に係る施策の連絡及び調整に関すること。
 - (4) 企業の社会貢献責任に係る支援に関すること。
 - (5) 事業内職業訓練に関すること。

第11条商工部の款中小企業振興課の項第4号中「ただし」の右に「、産業政策課」を加え、同項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、同条農林振興室の款農業振興整備課の項第6号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同款林業振興課の項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条保健福祉部の款適正給付推進課の項及び監査指導課の項を削り、同款に次の1項を加える。

監查適正給付推進課

- (1) 社会保障制度の適正な運営に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。
 - (2) 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）に関する事務の適正化に関すること。
 - (3) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定医療機関等の指導及び監督に関する事務。ただし、不正又は不当な診療内容又は診療報酬等の請求に関するものに限る。
 - (4) 社会福祉法人、社会福祉に係る施設等、介護サービス事業者等及び有料老人ホームの指導及び監督に関する企画及び調整に関する事務。
 - (5) 社会福祉法による社会福祉法人の認可、指導及び監督に関する事務。
 - (6) 社会福祉に係る施設等、介護サービス事業者等及び有料老人ホームの指導及び監督に関する事務。ただし、生活福祉部の所管に属するものを除く。
 - (7) 国民健康保険法による診療報酬の審査並びに生活保護法及び中国残留邦人等支援法による診療報酬の審査及び決定に関する事務。
 - (8) 国民健康保険法、生活保護法及び中国残留邦人等支援法による診療報酬の統計に関する事務。

すること。

- (9) 国民健康保険法による保険給付に係る不正利得（保険給付及び医療の制限並びに保険医療機関等に係るものに限る。）の徴収に関すること。
- (10) 国民健康保険法による保険給付、生活保護法による保護費及び中国残留邦人等支援法による支援給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関すること。
- (11) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定医療機関の診療報酬に関する指導及び監督に関すること。
- (12) 学童う歯対策事業に係る診療報酬の審査及び決定並びに医療費の支給に関すること。
- (13) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（局が所管する公の施設に関するものに限る。）に関すること。

第12条障害保健福祉推進室の款第16号中「障害児福祉手当」を「特別児童扶養手当、障害児福祉手当」に改め、同款第23号中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改め、同条生活福祉部の款地域福祉課の項第3号及び第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等支援法」に改め、同款保険年金課の項第11号中「及び後期高齢者医療」を「、後期高齢者医療及び重度障害老人健康管理費制度」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 重度障害老人健康管理費制度による事務の統括に関すること。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項第9号及び第10号中「及び子ども手当」を削り、同項中第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) いじめ問題再調査委員会に関すること。

第12条子育て支援部の款保育課の項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同項第10号中「昼間里親制度」を「昼間里親」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「及び幼保連携型認定こども園」を「、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業所及び小規模保育事業所」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「保育所」の右に「、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 時間外保育事業及び一時預かり保育事業に係る保育費用の徴収に関すること。

第12条子育て支援部の款保育課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の認可に関すること。

第12条保健衛生推進室の款保健医療課の項第2号中「医務審査課」を「医務衛生課」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「衛生環境研究所」の右に「(医務衛生課の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同款医務審査課の項を削り、同款生活衛生課の項を次のように改める。

医務衛生課

- (1) 動物愛護に関する事業の推進に関すること。ただし、保健所及び動物愛護センターの所管に属するものを除く。
- (2) 京都市ペット園の設置等に関する条例による事務に関すること。
- (3) 臨床検査技師等に関する法律による事務に関すること。
- (4) 市営墓地、深草墓園及び斎場に関すること。
- (5) 休日及び時間外の緊急時における医療の確保に関すること。
- (6) 医療従事者の確保に関すること。
- (7) 衛生環境研究所の再整備事業に関すること。
- (8) 医療施設審議会及び地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会に関すること。
- (9) 桃陽病院及び動物愛護センターに関すること。
- (10) 旧看護短期大学に関すること。
- (11) 地方独立行政法人京都市立病院機構に関すること。
- (12) その他生活衛生及び医務に関すること。

第13条都市企画部の款都市総務課の項中第15号を第16号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) ニュータウンの活性化の推進に係る施策の調査、企画、連絡及び調整に関すること。

第13条まち再生・創造推進室の款中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 京町家の保全、活用に関する施策の調査、企画、連絡及び調整に関すること。

(7) 空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事務に関すること。

第13条都市景観部の款景観政策課の項第3号及び第11号中「屋外広告物適正化推進室」を「広告景観づくり推進室」に改め、同款風致保全課の項第1号中「次項第9号」を「次項第10号」に改め、同款開発指導課の項中第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 採石法及び砂利採取法による採取計画の認可、命令、立入調査等に関すること。

第13条屋外広告物適正化推進室の款中「屋外広告物適正化推進室」を「広告景観づくり推進室」に改め、同款中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条建築指導部の款建築指導課の項中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) マンションの建替え等の円滑化に関する法律による容積率の緩和に係る許可に関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第3号中「承認」を「認定」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13条から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同款建築安全推進課の項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による事務に関すること。ただし、環境政策局の所管に属するものを除く。

第13条公共建築部の款を次のように改める。

公共建築部

公共建築企画課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 市有建築物の建築計画、維持修繕計画及び耐震改修計画の技術的事項に係る企画、調整、指導及び支援に関すること。
- (3) 公共施設マネジメントの推進に係る技術的支援に関すること。
- (4) 部内の設計図書の点検及び監理に関すること。
- (5) 市有建築物の設計における構造の技術的事項の監修に関すること。
- (6) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務の統轄に関すること。

公共建築建設課

- (1) 市有建築物(環境政策局が所管する一般廃棄物処理施設その他これに関連する施設

を除く。第3号及び第6号並びに次項第1号、第3号及び第6号において同じ。)の新築、増改築及び大規模改修に関すること。

- (2) 前号の新築、増改築及び大規模改修に付随して実施する建築設備の新設、増設及び改修に関すること。
- (3) 市有建築物の建築設備の新設、増設及び大規模改修に関すること。
- (4) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所が所有する建築物の新築、増改築及び大規模改修並びに建築設備の新設、増設及び大規模改修に関する工事の設計、施行及び工事監理に係る産業観光局に対する技術的指導に関すること。
- (5) 地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物の新築、増改築及び大規模改修並びに建築設備の新設、増設及び大規模改修に関する工事の設計、施行及び工事監理に係る保健福祉局に対する技術的指導に関すること。
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により新築、増改築及び大規模改修を行う市有建築物を所管する局に対する工事の設計及び工事監理に係る技術的指導に関すること。
- (7) 工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (8) 工事用材料等の現場検収に関すること。

公共建築整備課

- (1) 市有建築物の改修、修繕及び模様替えに関すること。ただし、住宅室の所管に属するものを除く。
- (2) 前号の改修、修繕及び模様替えに付随して実施する建築設備の新設、増設及び改修に関すること。
- (3) 市有建築物の建築設備の改修及び修繕に関すること。ただし、住宅室の所管に属するものを除く。
- (4) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所が所有する建築物の改修、修繕及び模様替え並びに建築設備の改修、修繕に関する工事の設計、施行及び工事監理に係る産業観光局に対する技術的指導に関すること。
- (5) 地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物の改修、修繕及び模様替え並びに建築設備の改修、修繕に関する工事の設計、施行及び工事監理に係る保健福祉局に対する技術的指導に関すること。
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により改修、修繕

及び模様替えを行う市有建築物を所管する局に対する工事の設計及び工事監理に係る技術的指導に関すること。

(7) 工事の設計、施行及び監督に関すること。

(8) 工事用材料等の現場検収に関すること。

第13条住宅室の款住宅管理課の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市営住宅の入居者の移転に関すること。ただし、すまいまちづくり課の所管に属するものを除く。

第13条住宅室の款すまいまちづくり課の項第1号中「建て替え」を「建替え」に改め、同項第3号中「市営住宅建替事業等の実施」を「市営住宅の建替え及び改善等」に改め、同項に次の1号を加える。

(16) 市立浴場の維持及び管理に関すること。

第14条建設企画部の款建設企画課の項第7号中「及び京都高速道路検証専門委員会」を「、京都高速道路検証専門委員会及び稻荷山トンネル安全対策委員会」に改め、同条土木管理部の款土木管理課の項第2号中「、河川、水路等（京都市水路等管理条例第2条第1号に規定する水路等をいう。以下同じ。）」を削り、同款河川整備課の項中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 河川、水路等（京都市水路等管理条例第2条第1号に規定する水路等をいう。以下同じ。）の維持管理及び改修の統轄に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第14条自転車政策推進室の款中第10号を第12号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 京都市自転車安心安全条例による事務に関すること。

第14条自転車政策推進室の款中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同款に第1号として次の1号を加える。

(1) 自転車の走行環境の整備に関する調査及び計画に関すること。

第14条道路建設部の款道路建設課の項第8号を削り、同款道路環境整備課の項第1号中「産業観光局」の右に「及び自転車政策推進室」を加え、同条都市整備部の款市街地整備課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第23号までを1号

ずつ繰り上げ、同款整備推進課の項第1号中「竹田地区土地区画整理事業」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)